

<修正案>  
帯広市地域防災計画  
(地震災害編)  
新旧対照表

令和 8 年(2026 年) 6 月

帯広市防災会議

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																														
P4	<p>第1章 総 則 第4節 計画の基本方針 2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (2) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>新設</u></td> <td><u>新設</u></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td><u>新設</u></td> <td><u>新設</u></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	北海道総合通信局	(略)	<u>新設</u>	<u>新設</u>	_____	_____	_____	_____	<u>新設</u>	<u>新設</u>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<p>第1章 総 則 第4節 計画の基本方針 2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (2) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道管区行政評価局釧路行政監視行政相談センター</td> <td><u>①被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>北海道防衛局帯広防衛支局</td> <td><u>①災害時における地方公共団体等への所管財産(周辺財産)の使用許可に関すること。</u> <u>②在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。</u> <u>③自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	北海道総合通信局	(略)	北海道管区行政評価局釧路行政監視行政相談センター	<u>①被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。</u>	北海道防衛局帯広防衛支局	<u>①災害時における地方公共団体等への所管財産(周辺財産)の使用許可に関すること。</u> <u>②在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。</u> <u>③自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。</u>	<p>北海道管区行政評価局が指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画との整合を図る修正</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																
(略)	(略)																																
北海道総合通信局	(略)																																
<u>新設</u>	<u>新設</u>																																
_____	_____																																
_____	_____																																
<u>新設</u>	<u>新設</u>																																
_____	_____																																
_____	_____																																
_____	_____																																
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																
(略)	(略)																																
北海道総合通信局	(略)																																
北海道管区行政評価局釧路行政監視行政相談センター	<u>①被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。</u>																																
北海道防衛局帯広防衛支局	<u>①災害時における地方公共団体等への所管財産(周辺財産)の使用許可に関すること。</u> <u>②在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。</u> <u>③自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。</u>																																
P6	<p>(6) 指定公共機関 (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株 北海道東支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東日本電信電話株 北海道東支店	(略)	(略)	(略)	<p>(6) 指定公共機関 (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>NTT東日本株式</u> <u>会社</u> 北海道東支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<u>NTT東日本株式</u> <u>会社</u> 北海道東支店	(略)	(略)	(略)	<p>社名変更に伴う修正</p>																		
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																
東日本電信電話株 北海道東支店	(略)																																
(略)	(略)																																
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																
<u>NTT東日本株式</u> <u>会社</u> 北海道東支店	(略)																																
(略)	(略)																																

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																							
P15	<p>第6節 帯広市周辺における地震の発生状況</p> <p>帯広市周辺の主な地震災害発生記録</p> <table border="1" data-bbox="197 240 1072 683"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>震央（震源 深さ）</th> <th>位置</th> <th>規模 (M)</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>新設</td> <td>新設</td> <td>新設</td> <td>新設</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発生年月日	震央（震源 深さ）	位置	規模 (M)	被害状況	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	新設	新設	新設	新設	新設																																																																																																										<p>第6節 帯広市周辺における地震の発生状況</p> <p>帯広市周辺の主な地震災害発生記録</p> <table border="1" data-bbox="1104 240 1980 683"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>震央（震源 深さ）</th> <th>位置</th> <th>規模 (M)</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月8日 (2025年)</td> <td>青森県 東方沖 (55km)</td> <td>E142° 38' N40° 47'</td> <td>7.6</td> <td>23時15分発生。青森県の八戸市で震度6強の揺れを観測したほか、北海道から近畿地方にかけて震度6弱～1の揺れを観測。岩手県沿岸では、約70cmの津波も観測。帯広震度4。気象庁は、新たな大規模地震の発生の可能性が普段より高まったとして「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を、2022年12月の制度運用開始後初めて発表した。</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	震央（震源 深さ）	位置	規模 (M)	被害状況	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令和7年12月8日 (2025年)	青森県 東方沖 (55km)	E142° 38' N40° 47'	7.6	23時15分発生。青森県の八戸市で震度6強の揺れを観測したほか、北海道から近畿地方にかけて震度6弱～1の揺れを観測。岩手県沿岸では、約70cmの津波も観測。帯広震度4。気象庁は、新たな大規模地震の発生の可能性が普段より高まったとして「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を、2022年12月の制度運用開始後初めて発表した。	時点修正
発生年月日	震央（震源 深さ）	位置	規模 (M)	被害状況																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																						
新設	新設	新設	新設	新設																																																																																																																																						
発生年月日	震央（震源 深さ）	位置	規模 (M)	被害状況																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																						
令和7年12月8日 (2025年)	青森県 東方沖 (55km)	E142° 38' N40° 47'	7.6	23時15分発生。青森県の八戸市で震度6強の揺れを観測したほか、北海道から近畿地方にかけて震度6弱～1の揺れを観測。岩手県沿岸では、約70cmの津波も観測。帯広震度4。気象庁は、新たな大規模地震の発生の可能性が普段より高まったとして「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を、2022年12月の制度運用開始後初めて発表した。																																																																																																																																						
P19	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 市民の心構え</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、<u>災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</u></p> <p>地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 市民の心構え</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、<u>防災訓練など自発的な防災活動への参加や、防災教育等により、災害教訓の伝承に努め</u>災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																																																																																																																																							
P25	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練の種類</p> <p>訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>(2) 災害通信連絡訓練</p> <p>(3) 消防訓練</p> <p>(4) 避難救助訓練</p> <p>(5) 非常招集訓練</p> <p>(6) 防災図上訓練</p> <p>(7) 応援・受援訓練</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(8) その他災害に関する訓練</u></p>	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練の種類</p> <p>訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>(2) 災害通信連絡訓練</p> <p>(3) 消防訓練</p> <p>(4) 避難救助訓練</p> <p>(5) 非常招集訓練</p> <p>(6) 防災図上訓練</p> <p>(7) 応援・受援訓練</p> <p><u>(8) 防災関連システムの操作習熟訓練</u></p> <p><u>(9) その他災害に関する訓練</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正																																																																																																																																							

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考		
P26	3 市及び防災会議が実施する訓練 (略)				
	区 分	時 期	実施場所	実施方法	所 管
	総合防災訓練n	(略)	(略)	(略)	(略)
	災害津信連絡訓練	(略)	(略)	(略)	(略)
	消防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)
	避難救助訓練	(略)	(略)	(略)	(略)
	非常呼集訓練	(略)	(略)	(略)	(略)
	応援・受援訓練	(略)	(略)	(略)	(略)
	新設	新設	新設	新設	新設
	_____			_____	
_____			_____		
_____			_____		
_____			_____		
その他災害に関する訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	
3 市及び防災会議が実施する訓練 (略)					
区 分	時 期	実施場所	実施方法	所 管	
総合防災訓練n	(略)	(略)	(略)	(略)	
災害津信連絡訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	
消防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	
避難救助訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	
非常呼集訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	
応援・受援訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	
防災関連システムの操作 習熟訓練	適 時	その都度	実施訓練 情報発信など災害時に活 用できるよう各種システ ムの操作習熟を図る訓練 を実施	帯広市	
その他災害に関する訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	
				防災基本計画の 修正に伴う修正	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P27	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>災害時においては、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常に困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について、<u>十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものとする。</u></p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(1) 市は、<u>予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に</u> <u>努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</p> <p>(3) 市は、<u>避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食、<u>適温食の提供に必要な資機材</u>を備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>孤立予想 地域</u>の備蓄の充実を図るものとする。</p> <p>(5) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>孤立予想 地域</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。</p> <p>2 防災資機材の整備</p> <p>道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市は非常用発電機の整備のほか、<u>積雪・寒冷期</u>において発生した場合の対策として、<u>暖房器具・燃料</u>等の整備に努め、<u>道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。</u></p>	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>災害時においては、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常に困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について、<u>新物資システム（B-PLo）にあらかき登録する等、十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものとする。</u> <u>その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。</u></p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(1) 市は、<u>避難所等において、快適なトイレ環境の確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベット・エアベット等の簡易ベット、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資について、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。</u> <u>また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努めるものとする。</u> <u>なお、災害が発生するおそれのある地域（災害危険区域）及び災害時孤立地区を把握し、市、道及び防災関係機関は、これらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。</u></p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。 <u>また、備蓄状況については、年1回、広く住民に公表するものとする。</u></p> <p>( )</p> <p>(3) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食のほか、<u>熱中症対策として冷却グッズなど</u>を備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>災害時孤立 地区</u>の備蓄の充実を図るものとする。</p> <p>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>災害時孤立 地区</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。</p> <p>2 防災資機材の整備</p> <p>道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。<u>市は非常用発電機の整備のほか、<u>暑熱期</u>や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、<u>冷暖房器具・燃料</u>等の整備に努める。また、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う集英</p> <p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p> <p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P31	<p>第6節 相互応援（受援）体制整備計画 （略）</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 <u>新設</u></p> <hr/> <p>(1) (略) <u>新設</u></p> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <hr/> <p>(4) (略)</p>	<p>第6節 相互応援（受援）体制整備計画 （略）</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) <u>道及び市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を求めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>道及び市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、道及び市は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P32	<p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 （略）</p> <p>1 地域住民による自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や<u>事業所等と連携を行い</u>、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。 （略）</p>	<p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 （略）</p> <p>1 地域住民による自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や<u>防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し</u>、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。 （略）</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P33	<p>4 組織の活動 (1) 平常時の活動 オ 避難所の運営 （略） こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム北海道版 (Doはぐ)</u> 等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p>	<p>4 組織の活動 (1) 平常時の活動 オ 避難所の運営 （略） こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム (HUG) 北海道2025 (Doはぐ)</u> 等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p>	<p>Doはぐ改訂に伴う文言の整理</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P36	<p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>1 避難誘導体制の構築 (略)</p> <p>(6) 道及び市は、<u>観光施設を通じ</u>、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <p>_____</p> <p>(8) (略)</p>	<p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>1 避難誘導体制の構築 (略)</p> <p>(6) 道及び市は、<u>北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し</u>、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。 (略)</p> <p><u>(8) 市は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて指定避難所等の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>	<p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>
P38	<p>2 避難場所・避難所等の確保 (略)</p> <p>(8) その他</p> <p>ア 市は、_____宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <p>_____</p>	<p>2 避難場所・避難所等の確保 (略)</p> <p>(8) その他</p> <p>ア 市は、<u>指定避難所だけでなく、協定で位置付けられた避難所等についてもあらかじめ情報を把握するとともに</u>、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。 (略)</p> <p><u>ウ 市は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P39	<p>3 避難場所・避難所等の住民への周知 (略)</p> <p>(3) 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</p> <p>市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等 <u>必要となる事項を</u> _____記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 以下 (略)</p> <p>4 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定</p> <p>市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。</p> <p>また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準） _____について、日頃から住民等への周知に努め、 _____るものとする。</p> <p>そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難計画 (略)</p>	<p>3 避難場所・避難所等の住民への周知 (略)</p> <p>(3) 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</p> <p>市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等の必要となる事項を、<u>あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して</u>記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 以下 (略)</p> <p>4 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定</p> <p>市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。</p> <p>また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、<u>住民への伝達方法</u>について、日頃から住民等への周知に努め、<u>これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。</u></p> <p>そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難計画 (略)</p>	<p>北海道版避難所マニュアルとの整合を図る修正</p> <p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>



帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考												
P46	<p>第10節 火災予防計画 (略)</p> <p>2 火災予防の徹底 火災による被害を最小限に食い止めるために、市民に対して火災発生時の初期消火の習熟を図るとともに、地域防災の中心となる自主防災組織の育成と火災予防体制の強化を図るものとする。</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <p><u>新設</u></p> <hr/>	<p>第10節 火災予防計画 (略)</p> <p>2 火災予防の徹底 火災による被害を最小限に食い止めるために、市民に対して火災発生時の初期消火の習熟を図るとともに、地域防災の中心となる自主防災組織の育成と火災予防体制の強化を図るものとする。</p> <p><u>(1) 住宅における出火防止対策、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感電ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及促進を図る。</u></p> <p><u>(2) 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成指導を促進する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>												
P59	<p>第3章 地震応急対策計画 第1節 応急活動体制 1 非常配備態勢の種類と基準 (1) 非常配備区分 「非常配備の種類と配備基準」 地震災害関係 (ア) 震災第1種非常配備態勢</p> <table border="1" data-bbox="197 694 1081 1193"> <tr> <td data-bbox="197 694 367 783">配備基準</td> <td data-bbox="367 694 1081 783">(1) 震度4の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが公共機関・施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 783 367 986">配備態勢</td> <td data-bbox="367 783 1081 986">(1) 次の部所属の職員が情報収集及び連絡にあたる。 総務部危機対策室危機対策課 (2) 次の部所属の所属長を招集し、情報収集及び関係対策の指示にあたる。 ①政策推進部広報秘書室広報広聴課 ②都市環境部都市建築室都市政策課 ③市民福祉部地域福祉室地域福祉課 ④学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤上下水道部経営室総務課 ⑥その他関係部室課 (3) その他の所属長は自宅待機とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 986 367 1193">活動内容</td> <td data-bbox="367 986 1081 1193">(1) 危機対策課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) その他指定の招集所属長は、関係者及び関係機関との連絡調整に当たるとともに、施設の被害の状況の収集に当たる。 (3) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置及び対策にあたる。 <u>新設</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	配備基準	(1) 震度4の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが公共機関・施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。	配備態勢	(1) 次の部所属の職員が情報収集及び連絡にあたる。 総務部危機対策室危機対策課 (2) 次の部所属の所属長を招集し、情報収集及び関係対策の指示にあたる。 ①政策推進部広報秘書室広報広聴課 ②都市環境部都市建築室都市政策課 ③市民福祉部地域福祉室地域福祉課 ④学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤上下水道部経営室総務課 ⑥その他関係部室課 (3) その他の所属長は自宅待機とする。	活動内容	(1) 危機対策課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) その他指定の招集所属長は、関係者及び関係機関との連絡調整に当たるとともに、施設の被害の状況の収集に当たる。 (3) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置及び対策にあたる。 <u>新設</u>	<p>第3章 地震応急対策計画 第1節 応急活動体制 1 非常配備態勢の種類と基準 (1) 非常配備区分 「非常配備の種類と配備基準」 地震災害関係 (ア) 震災第1種非常配備態勢</p> <table border="1" data-bbox="1104 694 1989 1193"> <tr> <td data-bbox="1104 694 1274 783">配備基準</td> <td data-bbox="1274 694 1989 783">(1) 震度4の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが公共機関・施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 783 1274 986">配備態勢</td> <td data-bbox="1274 783 1989 986">(1) 次の部所属の職員が情報収集及び連絡にあたる。 総務部危機対策室危機対策課 (2) 次の部所属の所属長を招集し、情報収集及び関係対策の指示にあたる。 ①政策推進部広報秘書室広報広聴課 ②都市環境部都市建築室都市政策課 ③市民福祉部地域福祉室地域福祉課 ④学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤上下水道部経営室総務課 ⑥その他関係部室課 (3) その他の所属長は自宅待機とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 986 1274 1193">活動内容</td> <td data-bbox="1274 986 1989 1193">(1) 危機対策課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) その他指定の招集所属長は、関係者及び関係機関との連絡調整に当たるとともに、施設の被害の状況の収集に当たる。 (3) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置及び対策にあたる。 <u>(4) 各部調整主幹等は、所属部等の被害状況等について、速やかに危機対策課へ報告する。</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	配備基準	(1) 震度4の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが公共機関・施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。	配備態勢	(1) 次の部所属の職員が情報収集及び連絡にあたる。 総務部危機対策室危機対策課 (2) 次の部所属の所属長を招集し、情報収集及び関係対策の指示にあたる。 ①政策推進部広報秘書室広報広聴課 ②都市環境部都市建築室都市政策課 ③市民福祉部地域福祉室地域福祉課 ④学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤上下水道部経営室総務課 ⑥その他関係部室課 (3) その他の所属長は自宅待機とする。	活動内容	(1) 危機対策課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) その他指定の招集所属長は、関係者及び関係機関との連絡調整に当たるとともに、施設の被害の状況の収集に当たる。 (3) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置及び対策にあたる。 <u>(4) 各部調整主幹等は、所属部等の被害状況等について、速やかに危機対策課へ報告する。</u>	<p>現況に即した修正</p>
配備基準	(1) 震度4の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが公共機関・施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。														
配備態勢	(1) 次の部所属の職員が情報収集及び連絡にあたる。 総務部危機対策室危機対策課 (2) 次の部所属の所属長を招集し、情報収集及び関係対策の指示にあたる。 ①政策推進部広報秘書室広報広聴課 ②都市環境部都市建築室都市政策課 ③市民福祉部地域福祉室地域福祉課 ④学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤上下水道部経営室総務課 ⑥その他関係部室課 (3) その他の所属長は自宅待機とする。														
活動内容	(1) 危機対策課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) その他指定の招集所属長は、関係者及び関係機関との連絡調整に当たるとともに、施設の被害の状況の収集に当たる。 (3) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置及び対策にあたる。 <u>新設</u>														
配備基準	(1) 震度4の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが公共機関・施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。														
配備態勢	(1) 次の部所属の職員が情報収集及び連絡にあたる。 総務部危機対策室危機対策課 (2) 次の部所属の所属長を招集し、情報収集及び関係対策の指示にあたる。 ①政策推進部広報秘書室広報広聴課 ②都市環境部都市建築室都市政策課 ③市民福祉部地域福祉室地域福祉課 ④学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤上下水道部経営室総務課 ⑥その他関係部室課 (3) その他の所属長は自宅待機とする。														
活動内容	(1) 危機対策課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) その他指定の招集所属長は、関係者及び関係機関との連絡調整に当たるとともに、施設の被害の状況の収集に当たる。 (3) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置及び対策にあたる。 <u>(4) 各部調整主幹等は、所属部等の被害状況等について、速やかに危機対策課へ報告する。</u>														

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																														
P70	<p>3 帯広市災害対策本部 (略) 別表3 各班の所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>班 名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市民福祉部</td> <td>広報第3班</td> <td>1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>市民活動課所管施設</u>の被害調査及び<u>災害対策</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>避難係誘導第1班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1救護班</td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難係誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の受け入れ</u>に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3救護班</td> <td>1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び<u>応急対策の実施</u>に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	班 名	所掌事務	市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>市民活動課所管施設</u> の被害調査及び <u>災害対策</u> に関すること。	避難係誘導第1班	(略)	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難係誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の受け入れ</u> に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。	第2救護班	(略)		第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び <u>応急対策の実施</u> に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。	<p>3 帯広市災害対策本部 (略) 別表3 各班の所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>班 名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市民福祉部</td> <td>広報第3班</td> <td>1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>コミュニティ施設</u>の被害調査及び<u>応急利用</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>避難係誘導第1班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1救護班</td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難係誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の活動との連携・協働</u>に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3救護班</td> <td>1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び<u>応急対策</u>に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び<u>応急対策</u>に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	班 名	所掌事務	市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>コミュニティ施設</u> の被害調査及び <u>応急利用</u> に関すること。	避難係誘導第1班	(略)	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難係誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の活動との連携・協働</u> に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。	第2救護班	(略)		第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び <u>応急対策</u> に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び <u>応急対策</u> に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。	<p>文言の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>文言の整理</p>
部 名	班 名	所掌事務																															
市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>市民活動課所管施設</u> の被害調査及び <u>災害対策</u> に関すること。																															
	避難係誘導第1班	(略)																															
	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難係誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の受け入れ</u> に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。																															
	第2救護班	(略)																															
	第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び <u>応急対策の実施</u> に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。																															
部 名	班 名	所掌事務																															
市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>コミュニティ施設</u> の被害調査及び <u>応急利用</u> に関すること。																															
	避難係誘導第1班	(略)																															
	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難係誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の活動との連携・協働</u> に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。																															
	第2救護班	(略)																															
	第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び <u>応急対策</u> に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び <u>応急対策</u> に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。																															
P71																																	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考												
P78	<p>第2節 災害情報等の収集・伝達計画 (略)</p> <p>4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。 (1) 基地局 <u>統制台：危機対策課</u> _____ <u>新設</u> _____ (2) 簡易中継局 <u>(広野小学校)</u> (3) 陸上移動局 <u>新設</u> _____ <u>ア</u> 半固定型無線機 _____ <u>83</u> 局 (とちろ広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、 救急告示病院、ライフライン機関等) <u>イ</u> 車載型無線機 (市公用車) <u>26</u> 局 <u>ウ</u> 携帯型無線機 (災害対策本部用) <u>11</u> 局</p>	<p>第2節 災害情報等の収集・伝達計画 (略)</p> <p>4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。 (1) 基地局 <u>市</u> _____、<u>大正配水池敷地内</u> (2) <u>固定局</u> <u>市、大正配水池敷地内</u> (3) <u>簡易無線局</u> <u>市、大正配水池敷地内</u> (4) 陸上移動局 <u>ア</u> <u>統制局</u> _____ <u>2</u> 局 <u>イ</u> 半固定型無線機 _____ <u>87</u> 局 (とちろ広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、 救急告示病院、ライフライン機関等) <u>ウ</u> 車載型無線機 (市公用車) <u>25</u> 局 <u>エ</u> 携帯型無線機 (災害対策本部用) <u>10</u> 局</p>	<p>地域防災無線更新に伴う修正</p>												
	<p>5 帯広市防災行政無線 (1) 基地局 1局 (危機対策課) (2) 移動局 <u>43</u> 局 (道路維持課 <u>42</u> 局 <u>管理課 1</u> 局)</p>	<p>5 帯広市防災行政無線 (1) 基地局 1局 (危機対策課) (2) 移動局 <u>47</u> 局 (道路維持課 _____ 局)</p>	<p>時点修正</p>												
	<p>6 水道事業用無線 (1) 基地局 1局 (上下水道部総務課) (2) 移動局 <u>56</u> 局 (車載型 <u>25</u> 局 携帯型 31 局)</p>	<p>6 水道事業用無線 (1) 基地局 1局 (上下水道部総務課) (2) 移動局 <u>47</u> 局 (車載型 <u>16</u> 局 携帯型 31 局)</p>	<p>時点修正</p>												
P85	<p>(略)</p> <p>別表 <u>4</u> 被害状況判定区分</p>	<p>(略)</p> <p>別表 <u>3</u> 被害状況判定基準</p>	<p>文言の整理</p>												
P89	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>老人福祉施設、_____ <u>福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設</u>をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判断基準	社会教育施設	(略)	社会福祉施設被害	老人福祉施設、_____ <u>福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設</u> をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>老人福祉施設、<u>障害者支援施設、障害児入所施設、</u> _____児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、_____をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判断基準	社会教育施設	(略)	社会福祉施設被害	老人福祉施設、 <u>障害者支援施設、障害児入所施設、</u> _____児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、_____をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	<p>施設区分の適正化</p>
被害区分	判断基準														
社会教育施設	(略)														
社会福祉施設被害	老人福祉施設、_____ <u>福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設</u> をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。														
被害区分	判断基準														
社会教育施設	(略)														
社会福祉施設被害	老人福祉施設、 <u>障害者支援施設、障害児入所施設、</u> _____児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、_____をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。														

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P95	<p>第4節 避難対策計画 (略)</p> <p>6 被災者の生活環境整備</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第4節 避難対策計画 (略)</p> <p>6 被災者の生活環境整備</p> <p><u>市は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、情報提供の方法等を考慮する。</u></p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>北海道避難所運営マニュアルの改正に伴う修正</p>
P96	<p>7 避難所 _____ の開設</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <p><u>新設</u></p> <hr/> <p>(1) 市は、発災時及び災害発生恐れがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <hr/> <p>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を _____ を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>7 避難所・<u>避難場所</u>の開設</p> <p>(1) <u>市は、災害時は、必要に応じて、高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、市は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定場所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。</u></p> <p>(3) 市は、発災時及び災害発生恐れがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。<u>開設していない避難所に自主的に避難が行われた場合、状況に応じて避難所の開設や避難者の誘導など柔軟な対応について配慮すること。</u>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID</u> を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>指定緊急避難場所の指定に関する手引きの改定に伴う修正</p> <p>青森県東方域地震を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P97	<p>8 避難所等の運営管理等 (略)</p> <p><b>新設</b> _____</p> <p>(7) 市は避難所の運営における女性 _____ の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に _____ 配慮 _____ するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所 _____ における安全性の確保 _____ など女性や子育て家庭 _____ のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(8) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p>	<p>8 避難所等の運営管理等 (略)</p> <p>(7) 市は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、避難所等の生活環境の整備に努める。</p> <p>(8) 市は避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(9) 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P98	<p>《避難所運営組織体系 _____》</p>	<p>《避難所運営組織体系イメージ》</p>	<p>帯広市避難所運営マニュアルとの整合を図る修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																						
P101	12 広域避難 (略) (5) 関係機関の連携 (略) <u>新設</u> <hr/> イ (略)	12 広域避難 (略) (5) 関係機関の連携 (略) <u>イ 市は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> ウ (略)	防災基本計画の修正に伴う修正																																																																						
P102	13 広域一時滞在 (略) (4) 関係機関の連携 (略) <u>新設</u> <hr/> イ (略)	13 広域一時滞在 (略) (4) 関係機関の連携 (略) <u>イ 市は、広域一時滞りの受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> ウ (略)	防災基本計画の修正に伴う修正																																																																						
P108	第6節 地震火災等対策計画 (略) 別表2 (1) 庁舎 とかち広域消防局 (略)	第6節 地震火災等対策計画 (略) 別表2 (1) 庁舎 とかち広域消防局 (略)																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">帯 広 地 域</td> <td>団本部</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">帯 広 第 1 分 団</td> <td>帯広第1分団</td> <td>東7条南11丁目1-3 東出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第2分団</td> <td>西17条南41丁目5-9 南出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第3分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第4分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第5分団</td> <td>西23条南1丁目101</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">川 西 地 域</td> <td>川西第1分団</td> <td>川西町西2線59-43 川西合同庁舎内</td> </tr> <tr> <td>川西第2分団</td> <td>上帯広町西1線 <del>76-5</del></td> </tr> <tr> <td>川西第3分団</td> <td>広野町西2線149</td> </tr> <tr> <td>川西第4分団</td> <td>清川町西2線128-10 川西分遣所内</td> </tr> <tr> <td>川西第5分団</td> <td>上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 正 地 域</td> <td>大正第1分団</td> <td>大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内</td> </tr> <tr> <td>大正第2分団</td> <td>愛国町基線41-85</td> </tr> </tbody> </table>	名称		所在地	帯 広 地 域	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	帯 広 第 1 分 団	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内	帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内	帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第5分団	西23条南1丁目101	川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内	川西第2分団	上帯広町西1線 <del>76-5</del>	川西第3分団	広野町西2線149	川西第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内	川西第5分団	上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内	大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内	大正第2分団	愛国町基線41-85	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">帯 広 地 域</td> <td>団本部</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">帯 広 第 1 分 団</td> <td>帯広第1分団</td> <td>東7条南11丁目1-3 東出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第2分団</td> <td>西17条南41丁目5-9 南出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第3分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第4分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第5分団</td> <td>西23条南1丁目101</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">川 西 地 域</td> <td>川西第1分団</td> <td>川西町西2線59-43 川西合同庁舎内</td> </tr> <tr> <td>川西第2分団</td> <td>上帯広町西1線 <del>76</del> <u>73</u></td> </tr> <tr> <td>川西第3分団</td> <td>広野町西2線149</td> </tr> <tr> <td>川西第4分団</td> <td>清川町西2線128-10 川西分遣所内</td> </tr> <tr> <td>川西第5分団</td> <td>上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 正 地 域</td> <td>大正第1分団</td> <td>大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内</td> </tr> <tr> <td>大正第2分団</td> <td>愛国町基線41-85</td> </tr> </tbody> </table>	名称		所在地	帯 広 地 域	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	帯 広 第 1 分 団	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内	帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内	帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第5分団	西23条南1丁目101	川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内	川西第2分団	上帯広町西1線 <del>76</del> <u>73</u>	川西第3分団	広野町西2線149	川西第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内	川西第5分団	上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内	大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内	大正第2分団	愛国町基線41-85	防団詰所移転に伴う修正
名称		所在地																																																																							
帯 広 地 域	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																							
	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																							
	帯 広 第 1 分 団	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内																																																																						
		帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内																																																																						
		帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																						
		帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																						
帯広第5分団		西23条南1丁目101																																																																							
川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内																																																																							
	川西第2分団	上帯広町西1線 <del>76-5</del>																																																																							
	川西第3分団	広野町西2線149																																																																							
	川西第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内																																																																							
	川西第5分団	上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内																																																																							
大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内																																																																							
	大正第2分団	愛国町基線41-85																																																																							
名称		所在地																																																																							
帯 広 地 域	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																							
	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																							
	帯 広 第 1 分 団	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内																																																																						
		帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内																																																																						
		帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																						
		帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																						
帯広第5分団		西23条南1丁目101																																																																							
川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内																																																																							
	川西第2分団	上帯広町西1線 <del>76</del> <u>73</u>																																																																							
	川西第3分団	広野町西2線149																																																																							
	川西第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内																																																																							
	川西第5分団	上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内																																																																							
大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内																																																																							
	大正第2分団	愛国町基線41-85																																																																							

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
P109	(2) 消防団員・団員及び消防車両	(2) 消防団・団員及び消防車両	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とちかち広域消防局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏 林 台 出 張 所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川 西 分 遣 所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>344</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜 華 分 団</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 1 分 団</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 2 分 団</td> <td>30</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 3 分 団</td> <td>33</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 4 分 団</td> <td>26</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 5 分 団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 2 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 3 分 団</td> <td>22</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 4 分 団</td> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 1 分 団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 2 分 団</td> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とちかち広域消防局	64										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3	南 出 張 所	26	1			1					1			3	大 正 出 張 所	14	1								1			2	東 出 張 所	20	1								1			2	森の里出張所	20							1	1				2	川 西 分 遣 所	2											1	1	帯 広 市 消 防 団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7												0	桜 華 分 団	19												0	帯 広 第 1 分 団	32			1									1	帯 広 第 2 分 団	30		1										1	帯 広 第 3 分 団	33		1										1	帯 広 第 4 分 団	26		1										1	帯 広 第 5 分 団	22		1										1	川 西 第 1 分 団	25	1											1	川 西 第 2 分 団	26	1											1	川 西 第 3 分 団	22	1											1	川 西 第 4 分 団	23	1											1	川 西 第 5 分 団	20	1											1	大 正 第 1 分 団	36	1											1	大 正 第 2 分 団	23	1											1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とちかち広域消防局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏 林 台 出 張 所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川 西 分 遣 所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>341</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜 華 分 団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 1 分 団</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 2 分 団</td> <td>30</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 3 分 団</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 4 分 団</td> <td>24</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 5 分 団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 2 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 3 分 団</td> <td>22</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 4 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 1 分 団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 2 分 団</td> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とちかち広域消防局	64												1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3	南 出 張 所	26	1			1					1			3	大 正 出 張 所	14	1								1			2	東 出 張 所	20	1								1			2	森の里出張所	20							1	1				2	川 西 分 遣 所	2											1	1	帯 広 市 消 防 団	341	7	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7												0	桜 華 分 団	20												0	帯 広 第 1 分 団	32			1									1	帯 広 第 2 分 団	30		1										1	帯 広 第 3 分 団	30			1									1	帯 広 第 4 分 団	24		1										1	帯 広 第 5 分 団	22		1										1	川 西 第 1 分 団	25	1											1	川 西 第 2 分 団	25	1											1	川 西 第 3 分 団	22	1											1	川 西 第 4 分 団	25	1											1	川 西 第 5 分 団	20	1											1	大 正 第 1 分 団	36	1											1	大 正 第 2 分 団	23	1											1	
人員・車両 本部・署・団別	職 員 数							水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車					特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
とちかち広域消防局	64										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
南 出 張 所	26	1			1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
大 正 出 張 所	14	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
東 出 張 所	20	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
森の里出張所	20							1	1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 分 遣 所	2											1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 市 消 防 団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
本 部	7												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桜 華 分 団	19												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 1 分 団	32			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 2 分 団	30		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 3 分 団	33		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 4 分 団	26		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 5 分 団	22		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 1 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 2 分 団	26	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 3 分 団	22	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 4 分 団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 5 分 団	20	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
大 正 第 1 分 団	36	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
大 正 第 2 分 団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
人員・車両 本部・署・団別	職 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
とちかち広域消防局	64												1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
南 出 張 所	26	1			1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
大 正 出 張 所	14	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
東 出 張 所	20	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
森の里出張所	20							1	1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 分 遣 所	2											1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 市 消 防 団	341	7	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
本 部	7												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
桜 華 分 団	20												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 1 分 団	32			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 2 分 団	30		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 3 分 団	30			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 4 分 団	24		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
帯 広 第 5 分 団	22		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 1 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 2 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 3 分 団	22	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 4 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
川 西 第 5 分 団	20	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
大 正 第 1 分 団	36	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
大 正 第 2 分 団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	※令和6年4月1日現在	※令和7年4月1日現在																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	※とちかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。	※とちかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																								
P110	<p>(3) 水 利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,742</td> <td rowspan="2">1,827</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>48</td> <td rowspan="2">133</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,742	1,827	私設	85	防 火 水 槽	公設	48	133	私設	85	井 戸	公設	34		<p>(3) 水 利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,742</td> <td rowspan="2">1,826</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>48</td> <td rowspan="2">128</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,742	1,826	私設	84	防 火 水 槽	公設	48	128	私設	80	井 戸	公設	34		<p>時点修正</p>
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,742	1,827																																								
	私設	85																																									
防 火 水 槽	公設	48	133																																								
	私設	85																																									
井 戸	公設	34																																									
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,742	1,826																																								
	私設	84																																									
防 火 水 槽	公設	48	128																																								
	私設	80																																									
井 戸	公設	34																																									
P119	<p>第9節 輸送計画</p> <p><u>地震災害による被災者の避難、傷病者の収容、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材、物資の輸送の実施に関する計画を定める。</u></p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <p>なお、市は緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>2 輸送の方法</p> <p><u>災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実に最も適当な方法によるものとする。</u></p>	<p>9節 輸送計画</p> <hr/> <p><u>地震災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。</u></p> <p>なお、市は緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き、車両の手配及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 輸送の方法</p> <p><u>緊急輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実に最も適当な方法によるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>文言の整理</p>																																								

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																				
P128	<p>第10節 防災消防ヘリコプター活用計画</p> <p>別記第1号（3関係） (第 報)</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票</p> <p>要請日時： 年 月 日 時 分</p> <p>次のとおりヘリコプターの出動を要請します。</p> <p>要請機関名 担当者職氏名 連絡先</p> <p>覚 知 年 月 日 時 分 災害発生日時 年 月 日 時 分 災害発生場所 災害名</p> <p>災害発生状況・措置状況</p> <p>派遣を必要とする区域 希望する活動内容</p> <p>気象の状況</p> <p>離着陸場の状況 離着陸場名 特記事項 (照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場の状況)</p> <p>必要とする資機材 現地での資機材の確保状況 特記事項</p> <p>傷病者搬送先病院 救急自動車等の手配状況</p> <p>他機関の応援状況 他に応援要請している機関名 現場付近で活動中の航空機の状況</p> <p>現地最高指揮官 (機関名) (職氏名)</p> <p>無線連絡方法 (周波数) Hz</p> <p>その他参考となる事項</p> <table border="1"> <tr> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢																									<p>第10節 防災消防ヘリコプター活用計画</p> <p>別記第1号（3関係） (第 報)</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票</p> <p>要請日時： 年 月 日 時 分</p> <p>次のとおりヘリコプターの出動を要請します。</p> <p>要請機関名 担当者職氏名 連絡先 <u>TEL</u> FAX</p> <p>覚 知 年 月 日 時 分 災害発生日時 年 月 日 時 分 災害発生場所 (住所) (座標)</p> <p>災害発生状況・措置状況</p> <p>希望する活動内容 <u>情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他( )</u></p> <p>離着陸場の状況 離着陸場名 警戒隊呼出名称 特記事項 (照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物、積雪等)ほか)</p> <p>傷病者搬送先病院 救急自動車呼出名称</p> <p>他機関の応援状況 他に応援要請している機関名 <u>北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他( )</u> 航空機活動 <u>有</u>・<u>無</u></p> <p>指揮本部連絡方法 <u>(無線呼出名称)</u> (電話番号)</p> <p>その他参考となる事項</p> <table border="1"> <tr> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考																												<p>様式変更に伴う修正</p>
所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢																																																																
所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考																																																															

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																																																						
P129	<p>別記第2号様式（5関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急<u>運行</u>に係る災害等状況報告書</p> <p>総括管理者 北海道総務部危機管理監 様</p> <p style="text-align: right;">帯広市長</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>災害発生日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時</td> </tr> <tr> <td>災害発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>派遣区域</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>離着陸場所</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>使用した資機材</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>傷病者の搬送先</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容</u></td> <td>[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[消防防災ヘリコプターによる活内容]</td> </tr> <tr> <td><u>災害発生状況・措置状況</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考となる事項</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> </tr> <tr> <td>搭乗者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	災害発生日時	年 月 日 時	災害発生場所		<u>派遣区域</u>		<u>離着陸場所</u>		<u>使用した資機材</u>		傷病者の搬送先		<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容</u>	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]		[消防防災ヘリコプターによる活内容]	<u>災害発生状況・措置状況</u>		その他参考となる事項		所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	搭乗者																								<p>別記第2号様式（5関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急<u>運航</u>に係る災害等状況報告書</p> <p>総括管理者 北海道総務部危機管理監 様</p> <p style="text-align: right;">帯広市長</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>災害発生日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時</td> </tr> <tr> <td>災害発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>離 着 陸 場</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>傷病者の搬送先</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害発生状況・措置状況</u> <u>（地元の活動状況）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等</u> <u>（地元の活動状況）</u></td> <td>別記第3号様式（7関係）</td> </tr> <tr> <td>その他参考となる事項</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>搭乗者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	災害発生日時	年 月 日 時	災害発生場所		<u>離 着 陸 場</u>		傷病者の搬送先		<u>災害発生状況・措置状況</u> <u>（地元の活動状況）</u>		<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等</u> <u>（地元の活動状況）</u>	別記第3号様式（7関係）	その他参考となる事項		所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	搭乗者																											様式変更に伴う修正
災害発生日時	年 月 日 時																																																																																																								
災害発生場所																																																																																																									
<u>派遣区域</u>																																																																																																									
<u>離着陸場所</u>																																																																																																									
<u>使用した資機材</u>																																																																																																									
傷病者の搬送先																																																																																																									
<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容</u>	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]																																																																																																								
	[消防防災ヘリコプターによる活内容]																																																																																																								
<u>災害発生状況・措置状況</u>																																																																																																									
その他参考となる事項																																																																																																									
所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢																																																																																																		
搭乗者																																																																																																									
災害発生日時	年 月 日 時																																																																																																								
災害発生場所																																																																																																									
<u>離 着 陸 場</u>																																																																																																									
傷病者の搬送先																																																																																																									
<u>災害発生状況・措置状況</u> <u>（地元の活動状況）</u>																																																																																																									
<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等</u> <u>（地元の活動状況）</u>	別記第3号様式（7関係）																																																																																																								
その他参考となる事項																																																																																																									
所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考																																																																																																	
搭乗者																																																																																																									

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
P131	<p>別記第3号様式（7関係）</p> <p style="text-align: right;">第 報</p> <p style="text-align: center;">緊急患者の緊急搬送情報伝達</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>要請年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>1 要請市町村名</td> <td>電話</td> <td>FAX</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td>課名</td> <td>職名</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 依頼病院名</td> <td>電話</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>担当者（医師名）</td> <td>医師</td> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>3 受入れ医療機関名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>FAX</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>受入れ医療機関の承認</td> <td colspan="5">有・無</td> </tr> <tr> <td>4 患者氏名</td> <td>生年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日生</td> <td>歳 男・女</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>kg</td> <td>職業</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>病 名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>経 過</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>5 付添搭乗者（医師、看護婦の所属）</td> <td colspan="5">依頼病院 ・ 受入れ医療機関</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>医 師</td> <td>年齢</td> <td>歳</td> <td>体重</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td></td> <td>看護師</td> <td>年齢</td> <td>歳</td> <td>体重</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>付添人</td> <td>続柄</td> <td>年齢</td> <td>歳</td> <td>体重</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>6 運航上の必要事項</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="6">(1) 患者に装備されている医療機器の状況</td> </tr> <tr> <td>①点滴</td> <td>(規格</td> <td>×</td> <td></td> <td>、重量</td> <td>g)</td> </tr> <tr> <td>②保育器</td> <td>(規格 H</td> <td>×W</td> <td>×L</td> <td>、重量</td> <td>g)</td> </tr> <tr> <td>③酸素吸入器</td> <td>(規格</td> <td>×</td> <td></td> <td>、重量</td> <td>g)</td> </tr> <tr> <td>④その他</td> <td>(名称</td> <td>、規格</td> <td>×</td> <td>、重量</td> <td>g)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(2) 積載される機器の種類、重量、規格</td> </tr> <tr> <td>①依頼病院</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>②受入れ医療機関</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>現地離着陸場</td> <td colspan="5">メモ</td> </tr> </table> <p>注1) 市町村は、No1～No6の項目を記載に要請すること。</p>	要請年月日	年	月	日	時	分	1 要請市町村名	電話	FAX				担当者	課名	職名	氏名			2 依頼病院名	電話					所在地						担当者（医師名）	医師	氏名				3 受入れ医療機関名						所在地						電 話	FAX					受入れ医療機関の承認	有・無					4 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女	体重	kg	職業				住 所						病 名						経 過						5 付添搭乗者（医師、看護婦の所属）	依頼病院 ・ 受入れ医療機関					氏 名	医 師	年齢	歳	体重	kg		看護師	年齢	歳	体重	kg	付添人	続柄	年齢	歳	体重	kg	6 運航上の必要事項						(1) 患者に装備されている医療機器の状況						①点滴	(規格	×		、重量	g)	②保育器	(規格 H	×W	×L	、重量	g)	③酸素吸入器	(規格	×		、重量	g)	④その他	(名称	、規格	×	、重量	g)	(2) 積載される機器の種類、重量、規格						①依頼病院	kg	kg	kg			②受入れ医療機関	kg	kg	kg			現地離着陸場	メモ					<p style="text-align: right;">第 報</p> <p style="text-align: center;">救急患者の緊急搬送情報伝達票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>要請日時</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>1 要請市町村名</td> <td>電話</td> <td>FAX</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>担当課・職・氏名</td> <td>職名</td> <td>氏名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2 依頼病院名</td> <td>電話</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>担当医師名・科名</td> <td>担当課</td> <td>氏名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>3 受入病院名</td> <td>電話</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>担当医師名・科名</td> <td>直通内線番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="7">受入病院の了承：<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>4 患者氏名</td> <td>生年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>歳</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>体 重</td> <td>kg</td> <td><input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女</td> <td>職業</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="5"></td> <td>感染症：<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</td> </tr> <tr> <td>病 名</td> <td colspan="5"></td> <td><input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日</td> </tr> <tr> <td>経 過</td> <td colspan="5"></td> <td>                     血圧：<input type="text"/> mmHg 脈拍：<input type="text"/> 回/分                      呼吸：<input type="text"/> 回/分 体温：<input type="text"/> ℃                      意識レベル(JCS)：<input type="text"/> </td> </tr> <tr> <td colspan="7">航空機による搬送 <input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="7">が必要な理由 (主な理由：<input type="text"/>)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">気圧変化 <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ( <input type="text"/> )</td> </tr> <tr> <td colspan="7">5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)</td> </tr> <tr> <td colspan="7"><input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要ため (治療内容：<input type="text"/>)</td> </tr> <tr> <td colspan="7"><input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：<input type="text"/>)</td> </tr> <tr> <td>6 付添搭乗者</td> <td>氏 名</td> <td>性別</td> <td>年 齢</td> <td>体 重</td> <td colspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td>医 師</td> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td>kg</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 研修医(理由：<input type="text"/>)</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td>kg</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>付添人</td> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td>kg</td> <td colspan="2">続柄：<input type="text"/></td> </tr> <tr> <td colspan="7">医師・看護師の所属病院：<input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名</td> </tr> <tr> <td colspan="7">7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資 機 材 名</td> <td>有</td> <td>数量</td> <td>総重量</td> <td>要電源</td> <td>特 記 事 項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①点滴</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td>kg</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 50以上サイズ <input type="checkbox"/> × (cm)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②シリンジポンプ</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td>kg</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">③酸素ポンプ</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td>kg</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">④モニター類</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td>kg</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤保育器</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td>kg</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>サイズ W × L × H (cm)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑥人工呼吸器</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td>kg</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>サイズ W × L × H (cm)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑦救急バック</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td>kg</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑧その他</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td>kg</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">引継場所</td> <td colspan="2">依頼病院：</td> <td colspan="3">メモ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(現地離着陸場)</td> <td colspan="2">受入病院：</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)      ※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。</p>	要請日時	令和	年	月	日	時	分	1 要請市町村名	電話	FAX					担当課・職・氏名	職名	氏名					2 依頼病院名	電話					所在地						担当医師名・科名	担当課	氏名					3 受入病院名	電話					所在地						担当医師名・科名	直通内線番号					受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳			体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業			住 所						感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	病 名						<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日	経 過						血圧： <input type="text"/> mmHg 脈拍： <input type="text"/> 回/分 呼吸： <input type="text"/> 回/分 体温： <input type="text"/> ℃ 意識レベル(JCS)： <input type="text"/>	航空機による搬送 <input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他							が必要な理由 (主な理由： <input type="text"/> )							気圧変化 <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ( <input type="text"/> )							5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)							<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要ため (治療内容： <input type="text"/> )							<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由： <input type="text"/> )							6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	その他		医 師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由： <input type="text"/> )		看護師			歳	kg			付添人			歳	kg	続柄： <input type="text"/>		医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名							7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等							資 機 材 名		有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項	①点滴		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 50以上サイズ <input type="checkbox"/> × (cm)	②シリンジポンプ		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		③酸素ポンプ		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		④モニター類		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他	⑤保育器		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	⑥人工呼吸器		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	⑦救急バック		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		⑧その他		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		引継場所		依頼病院：		メモ			(現地離着陸場)		受入病院：					<p>様式変更に伴う修正</p>
要請年月日	年	月	日	時	分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1 要請市町村名	電話	FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
担当者	課名	職名	氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 依頼病院名	電話																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
担当者（医師名）	医師	氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3 受入れ医療機関名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
電 話	FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
受入れ医療機関の承認	有・無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
体重	kg	職業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
住 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
病 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
経 過																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5 付添搭乗者（医師、看護婦の所属）	依頼病院 ・ 受入れ医療機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
氏 名	医 師	年齢	歳	体重	kg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	看護師	年齢	歳	体重	kg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
付添人	続柄	年齢	歳	体重	kg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6 運航上の必要事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(1) 患者に装備されている医療機器の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
①点滴	(規格	×		、重量	g)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
②保育器	(規格 H	×W	×L	、重量	g)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
③酸素吸入器	(規格	×		、重量	g)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
④その他	(名称	、規格	×	、重量	g)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(2) 積載される機器の種類、重量、規格																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
①依頼病院	kg	kg	kg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②受入れ医療機関	kg	kg	kg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
現地離着陸場	メモ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
要請日時	令和	年	月	日	時	分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1 要請市町村名	電話	FAX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
担当課・職・氏名	職名	氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2 依頼病院名	電話																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
担当医師名・科名	担当課	氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3 受入病院名	電話																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
担当医師名・科名	直通内線番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
住 所						感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
病 名						<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
経 過						血圧： <input type="text"/> mmHg 脈拍： <input type="text"/> 回/分 呼吸： <input type="text"/> 回/分 体温： <input type="text"/> ℃ 意識レベル(JCS)： <input type="text"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
航空機による搬送 <input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
が必要な理由 (主な理由： <input type="text"/> )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
気圧変化 <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ( <input type="text"/> )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要ため (治療内容： <input type="text"/> )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由： <input type="text"/> )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
医 師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由： <input type="text"/> )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護師			歳	kg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
付添人			歳	kg	続柄： <input type="text"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
資 機 材 名		有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
①点滴		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 50以上サイズ <input type="checkbox"/> × (cm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
②シリンジポンプ		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
③酸素ポンプ		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
④モニター類		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
⑤保育器		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
⑥人工呼吸器		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
⑦救急バック		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
⑧その他		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
引継場所		依頼病院：		メモ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(現地離着陸場)		受入病院：																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P145	<p>第14節 上下水道施設対策計画 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第14節 上下水道施設対策計画 (略)</p> <p><u>5 上下水道一体での対応</u> 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。 また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の復旧の考え方を整理しておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (一般災害対策編との整合を図る修正)</p>
P153	<p>第18節 通信施設災害応急対策計画</p> <p>災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話(株)北海道東支店は各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するための独自の応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。</p>	<p>第18節 通信施設災害応急対策計画</p> <p>災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、NTT東日本(株)北海道東支店は各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するための独自の応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。</p>	<p>社名変更に伴う修正</p>
P158	<p>第20節 医療救護計画 (略)</p> <p>7 医療薬品等の確保 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第20節 医療救護・福祉計画 (略)</p> <p>7 医療薬品等の確保 (略)</p> <p><u>8 関係者間の連携体制の構築等</u> 道及び市は災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制(道においては災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等のシステムの活用体制を含む。)の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P162	<p>第22節 廃棄物処理等計画 (略)</p> <p>6 死亡獣畜の処理法 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <p><u>7</u> 清掃等施設状況 (略)</p> <p><u>8</u> 清掃車両保有状況 (略)</p>	<p>第22節 廃棄物処理等計画 (略)</p> <p>6 死亡獣畜の処理法 (略)</p> <p><u>7 計画の実効性の向上</u> 道及び市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</p> <p><u>8</u> 清掃等施設状況 (略)</p> <p><u>9</u> 清掃車両保有状況 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P164	<p>第23節 文教対策計画 (略) 2 応急教育対策 (略) <u>新設</u></p>	<p>第23節 文教対策計画 (略) 2 応急教育対策 (略) <u>(8) 被災地学び支援派遣等枠組み</u> <u>道は、道内で大規模な自然災害等が発生し、被災地域に所在する学校の通常の教育活動の再開に向けて支援が必要と判断する場合、被災地域の市町村教育委員会または学校からの要望等を確認の上、北海道災害時学校支援チームを派遣するものとする。</u> <u>また、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を検討するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P181	<p>第28節 広域応援・受援計画 (略) 2 実施内容 (略) <u>新設</u></p>	<p>第28節 広域応援・受援計画 (略) 2 実施内容 (略) <u>(4) 道及び市は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、当該団体が災害時に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し協定を締結するなど、連携を図るよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P186	<p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 (略) 5 ボランティア活動の環境整備 市（市民福祉部第1救護班）及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。 また、災害時においては、市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、<u>災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 (略) 5 ボランティア活動の環境整備 市（市民福祉部第1救護班）及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。 また、災害時においては、市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう<u>連携するほか、国が整備する登録団体データベースを活用し、専門的なノウハウや技術力を有する登録被災者援護協力団体とも連携し、</u>災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																																																									
P188	<p>第31節 災害救助法の適用計画 (略)</p> <p>4 救助の実施と種類 (略)</p> <p>(1) 災害が発生した場合</p> <table border="1" data-bbox="197 331 1077 995"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>主な対象者</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の設置（供与）</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>医療</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>助産</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>被災者の救助</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>新設</u></td><td><u>新設</u></td><td><u>新設</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>学用品の給与</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>遺体の捜索</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>遺体の処理</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	主な対象者	実施者区分	避難所の設置（供与）	(略)	(略)	応急仮設住宅の供与	(略)	(略)	炊き出しその他による食品の給与	(略)	(略)	飲料水の供給	(略)	(略)	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)	医療	(略)	(略)	助産	(略)	(略)	被災者の救助	(略)	(略)	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>										被災した住宅の応急修理	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	(略)	埋葬	(略)	(略)	遺体の捜索	(略)	(略)	遺体の処理	(略)	(略)	障害物の除去	(略)	(略)	<p>第31節 災害救助法の適用計画 (略)</p> <p>4 救助の実施と種類 (略)</p> <p>(2) 災害が発生した場合</p> <table border="1" data-bbox="1108 331 1989 995"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>主な対象者</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の設置（供与）</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>医療</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>助産</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>被災者の救助</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>福祉サービスの提供</u></td><td><u>災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）</u></td><td><u>道（但し、委任したときは市町村）</u></td></tr> <tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>学用品の給与</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>遺体の捜索</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>遺体の処理</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	主な対象者	実施者区分	避難所の設置（供与）	(略)	(略)	応急仮設住宅の供与	(略)	(略)	炊き出しその他による食品の給与	(略)	(略)	飲料水の供給	(略)	(略)	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)	医療	(略)	(略)	助産	(略)	(略)	被災者の救助	(略)	(略)	<u>福祉サービスの提供</u>	<u>災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）</u>	<u>道（但し、委任したときは市町村）</u>	被災した住宅の応急修理	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	(略)	埋葬	(略)	(略)	遺体の捜索	(略)	(略)	遺体の処理	(略)	(略)	障害物の除去	(略)	(略)	<p>文言の整理</p> <p>災害救助法の改正に伴う修正</p>
救助の種類	主な対象者	実施者区分																																																																																																										
避難所の設置（供与）	(略)	(略)																																																																																																										
応急仮設住宅の供与	(略)	(略)																																																																																																										
炊き出しその他による食品の給与	(略)	(略)																																																																																																										
飲料水の供給	(略)	(略)																																																																																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)																																																																																																										
医療	(略)	(略)																																																																																																										
助産	(略)	(略)																																																																																																										
被災者の救助	(略)	(略)																																																																																																										
<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>																																																																																																										
被災した住宅の応急修理	(略)	(略)																																																																																																										
学用品の給与	(略)	(略)																																																																																																										
埋葬	(略)	(略)																																																																																																										
遺体の捜索	(略)	(略)																																																																																																										
遺体の処理	(略)	(略)																																																																																																										
障害物の除去	(略)	(略)																																																																																																										
救助の種類	主な対象者	実施者区分																																																																																																										
避難所の設置（供与）	(略)	(略)																																																																																																										
応急仮設住宅の供与	(略)	(略)																																																																																																										
炊き出しその他による食品の給与	(略)	(略)																																																																																																										
飲料水の供給	(略)	(略)																																																																																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)																																																																																																										
医療	(略)	(略)																																																																																																										
助産	(略)	(略)																																																																																																										
被災者の救助	(略)	(略)																																																																																																										
<u>福祉サービスの提供</u>	<u>災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）</u>	<u>道（但し、委任したときは市町村）</u>																																																																																																										
被災した住宅の応急修理	(略)	(略)																																																																																																										
学用品の給与	(略)	(略)																																																																																																										
埋葬	(略)	(略)																																																																																																										
遺体の捜索	(略)	(略)																																																																																																										
遺体の処理	(略)	(略)																																																																																																										
障害物の除去	(略)	(略)																																																																																																										
P195	<p>第33節 飼養動物対策計画</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 北海道 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p><u>新設</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第33節 飼養動物対策計画</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 北海道 (略)</p> <p><u>ウ 大規模な災害が発生した場合、道は関係団体と締結している「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、速やかに被災状況等の情報を共有するとともに、広域的な対応が必要と判断した場合には、被災動物救護活動本部を設置する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>3 同行避難</u></p> <p><u>避難所への家庭動物との同行避難に関して、市は家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u></p> <p><u>また、平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																																																																																									

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P197	<p>第4章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>地震による災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</p> <p>このため、道及び市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、<u>迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。</u></p>	<p>第4章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>地震による災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</p> <p>このため、道及び市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画等の復興事前準備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P201	<p>第2節 被災者援護支援 (略)</p> <p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>(4) 被害家屋の判定基準 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うが、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (1) 被災者台帳の作成 ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>災害台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第2節 被災者援護支援 (略)</p> <p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>(4) 被害家屋の判定基準 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うが、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真や衛星画像、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (1) 被災者台帳の作成 ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>現況に即した修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P207	<p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (略)</p> <p>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 (略)</p> <p>8 電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>(3) 通信 (略)</p> <p>イ 指定公共機関である東日本電信電話株式会社北海道東支店が行う措置は、別に定めるところによる。</p>	<p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (略)</p> <p>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 (略)</p> <p>8 電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>(3) 通信 (略)</p> <p>イ 指定公共機関であるNTT東日本株式会社北海道東支店が行う措置は、別に定めるところによる。</p>	<p>社名変更に伴う修正</p>